

静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

### 静岡県教育委員会規則第5号

静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年静岡県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 静岡県教育委員会等 教育委員会若しくは静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）に規定する教育部若しくは県立学校又は<u>機関</u>の職員（以下「<u>教育委員会等</u>」という。）であって法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 電子証明書 申請等を行う者又は<u>教育委員会等</u>が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 静岡県教育委員会等 教育委員会若しくは静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）に規定する教育部若しくは県立学校（以下「<u>教育部等</u>」という。）又はこれらの<u>機関</u>の職員であって法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 電子証明書 <u>教育部等</u>若しくはこれらの<u>機関</u>の職員（以下「<u>教育委員会等</u>」という。）又は申請等を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p><u>(情報通信技術による手数料の納付)</u></p> <p><b>第3条の2</b> <u>情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する教育委員会等の定める方法は、</u></p>

<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p>	<p><u>同条第1項(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第8号に規定する申請等にあつては同法第6条第1項)の規定により行われた情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。